

## 男性の育児休業取得促進奨励金 Q&A

### 【育児休業に関すること】

Q 1	どのような休業が対象となりますか
-----	------------------

A 1 育児休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（産後パパ育休を含みます。）のほか、各事業所において就業規則、労働協約等に定める対象となる子の育児のための休業や休暇が対象となります。

なお、次のような休暇等は対象になりません。

- ・年次有給休暇（Q 2 参照）
- ・子の看護休暇
- ・配偶者出産休暇（対象となる子の出生前のもの）
- ・時間単位や半日単位で取得した休暇

Q 2	育児のために取得する場合、年次有給休暇を含めてもよいですか
-----	-------------------------------

A 2 年次有給休暇（労働基準法 3 9 条）を含めることはできません。

Q 3	育児休業が有給の場合でも申請できますか。
-----	----------------------

A 3 有給の場合でも申請は可能です。

Q 4	連続する 1 か月又は合算する 3 0 日の日数には、勤務を要しない日を含めてよいですか。
-----	---

A 4 勤務を要しない日を含めてカウントできます。なお、連続する 1 0 日以上の子の育児休業を取得したことにより申請する場合は、育児休業の日数は勤務を要しない日を除いてカウントします。

Q 5	育児休業期間中に勤務した場合、勤務した日数を育児休業の日数に含めることはできますか。
-----	--

A 5 含めることはできません。育児休業の日数は、勤務した日数を除いてカウントします。

### 【申請に関すること】

Q 6	申請開始日（職場復帰して 1 か月を経過した日）とは、具体的にはいつになりますか。
-----	---

A 6 1 か月は、4 月 1 日～4 月 30 日、5 月 1 5 日～6 月 14 日のように、起算日の翌月同日の前日までを指します。職場復帰日が 5 月 1 日の場合、1 か月（5 月 1 日～5 月 3 0 日）を経過した 6 月 1 日が申請開始日になります。

Q7	申請はいつまでに行う必要がありますか。
----	---------------------

A7 申請開始日（職場復帰して1か月を経過した日）から1か月以内又は申請開始日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までです。  
申請開始日が3月2日以降の場合、申請できる期間は1か月未満となりますのでご注意ください。

Q8	育児休業の終了日がいつまでのものが対象となりますか
----	---------------------------

A8 令和7年2月27日までに終了する育児休業（2月28日に復帰したもの）までが対象となります。なお、この場合、申請開始日は3月28日、申請期限は3月31日となります。申請期間が4日間となりますのでご注意ください。  
※令和7年3月31日までに申請があったものについて、奨励金を交付します。令和7年2月28日まで育児休業を取得し、3月1日に職場復帰した場合は、申請開始日が4月1日となるため、対象となりません。

Q9	申請期限となる日が閉庁日の場合、申請期限はどうなりますか。
----	-------------------------------

A9 申請期限は、翌開庁日になります。  
例) 育児休業期間 令和6年4月1日～4月30日  
職場復帰日 令和6年5月1日  
申請開始日 令和6年6月1日  
申請期限 令和6年7月1日（通常は6月30日ですが、日曜日で閉庁しているため）

Q10	奨励金の支給回数に上限はありますか
-----	-------------------

A10 1子につき、1回限りです。多胎児の場合も1回のみ対象となります。（Q10 参照）

Q11	多胎児の場合、交付要件を満たす育児休業を2回取得すれば、2回とも奨励金の交付対象となりますか。
-----	---

A11 多胎児の場合は1人の子とみなし、1回のみ対象となります。（Q9 参照）

Q12	育児休業に関するレポートは公表されますか。
-----	-----------------------

A12 氏名等を除いて、ホームページやチラシ等に掲載することがあります。